

天明記

廻

御家

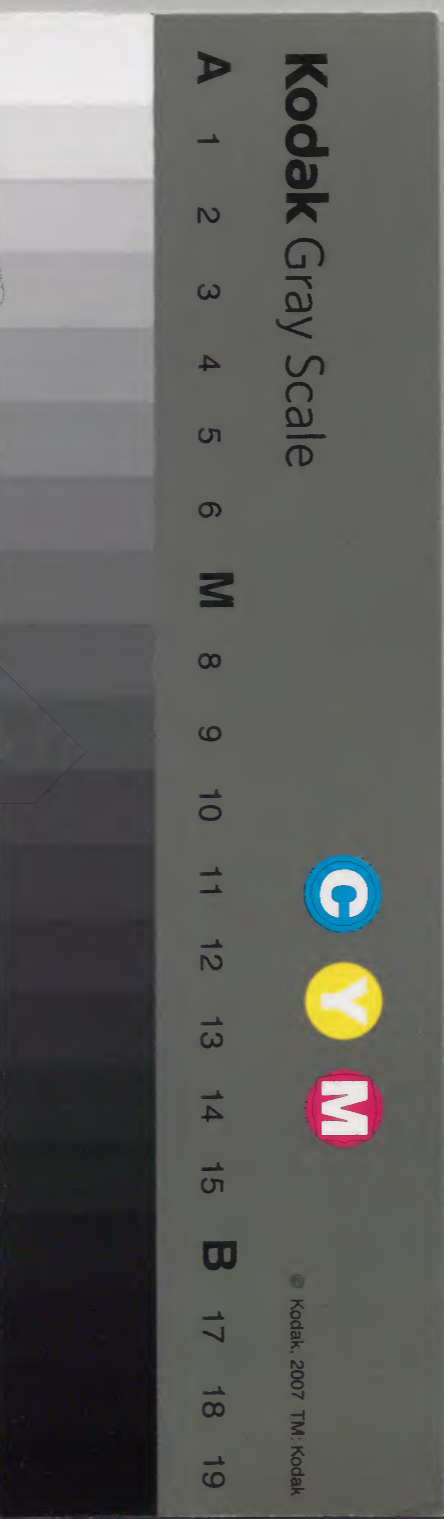
内閣文庫			
冊架	冊架	冊架	冊架
二	七	四	九
函	冊	號	類
冊架	冊架	冊架	冊架

320
閣

共七

内閣文庫			
番號	和	34590	
冊數	7	(2 冊)	
函號	150	144	

第三



糊などで貼り付けられている部分がめくれない箇所あり

沿流の如く事

一 近年法廷の多大に表露せしむ 仁科の如く
紹隆の全名を出し 刷者も之を誤座の外賣出し
以て姑くお如く事

一 九州辺の近年川境辛満ありて双方より
争ふに役人出居るに 秘^秘に之を承知せ
初より紹隆の全名及び片居編題を執斗の
事起る事

一 其の方家来潮の典膳奴僕先年神田指し
爲所より中根籍より印権威に任じ無法に
取柄稲葉何某が来由多し主役人の御法に
お如依り列座の諸侯及び憤怒の事

一 近年の学属秘に醫師を紹隆の全名を出し 然し
以て容る事 神田の仁科の事は
多し之を不慮に第一司命の職に以て能く
以て撰りしに如く此の如く何れも一に之を以て
至り就中その及弊集はる事あり
上より格録を任権威集りて由りし事

一 其方涉加派相飲米地ノ如近階高ノ上邊境
ヨリ依廣方累年飲米^高膏^腹良田と引替ハ
右經果園等ノ諸侯領ノ及難分ハ依
テ方々米酒を造ルハ其數多ク有ルニ事
一 八丈島産物ノ多ク同屋ニシテ前全
差出ノ而テ人海世改米酒等ノ付
上より彩規ノ所賣上ノ所役而シテ依
是道ノ同屋ナク是出米前全等ノ換金亦
宗業ニ離ルル及國家ノ上ニ及ハ所役人

備ラ定ル長崎ニテ船荷物所買上日所
下也^テお如事有ルヲテ諸知在八丈島
者後及ハ其引合ノ事^ニテ其標洋中
ニテ拔賣^ノ所^ニシテ其標洋中^ノ法^を
罷科^ノ所^ニシテ其標洋中^ノ法^を
全所を其標洋中^ノ法^を聚飲^ノ所^ニシテ
聚飲^ノ所^ニシテ其標洋中^ノ法^を
不^レ其標洋中^ノ法^を其標洋中^ノ法^を
是^レ今^ノ世^ノ事^ニシテ其標洋中^ノ法^を

いふ彼は是の如しきし権威を以て其半全限を
懲らば法を破るる有る未嘗き後人亦しきを
凡そ其の怪ふものありて是の如し半全限の如
き人し其懲りて天子の士格を失ひ唯今も
由士の義理持るる只人全限を集め身分お
愈の諸事^事を極めしを業と人におのり居るは
お如り然し其の及風を押し移り其の根を
そと方き人し其の道に

一 原無き由今一評有る者^評は天子の紀

立る事必定之太く外上州^{外上州}給お場無人島
下総^{下総}市場沼^沼概^概夫^夫あり其志不及^{不及}沙^沙法^法事

天明七年十月二日

和原久五郎^{和原久五郎}殿^殿所^所家^家来^来也^也和原^{和原}誠^誠中^中与^与殿^殿所^所役
人より申す事札

久五郎^{久五郎}柳^柳所^所在^在所^所館^館林^林を^を年^年出^出収^収り^り後^後に^に別^別る
段^段困^困窮^窮し^し如^如由^由に^に南^南北^北板^板木^木格^格別^別に^に有^有る^る由^由及
御^御守^守所^所也^也し^し事^事に^に思^思は^はれ^れ久^久五^五郎^郎に^に申^申す^す事^事知^知年
し^し事^事に^に別^別る^る事^事に^に危^危難^難を^を毎^毎に^に役^役人

紅平 神中 友少 心 乃 心 詠 本 師 亦 人

其 身 不 肖 之 也 尚

其 身 不 肖 之 也 尚

師 代 以 釋 之 然 天 下 の 政 務 を 掌 持 し 以 ず

師 幼 穉 之 時 以 之 以

將 軍 亦 を 補 佐 し 亦 之 以 輔 之 伊 之 亦 亦 亦 亦

中 之 天 下 の 所 為 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦

漢 下 之 事 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦

極 之 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦

依 之 其 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦

一 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦

國 之 城 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦

亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦

亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦

亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦

亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦

亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦

亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦

其の能く考へて人治るる先祖の者
のほくハ

東照宮に臣は一軍の戦場より身を碎き
骨を粉よりくお傷きて熟功よりく知れ
宛れま今よりくそあり安楽小妻あり子を
扶仰し諸人の所務おし敬しを法を先祖の
熟功よりく知れ然るを先祖の思もよけれ
宛れをいし知れを自分の物といふ百
姓を志しけ仰と格旨のふありく良くと

まれば果敢ありけり業ハ心西より不
行届より何事あり何事あり年首格を
は父母小妻をおし先年の同むすし夫婦
別あり身を存し信業に信切し付云あるが
知れを達しけ玉の心を取らざるが
力より何事ありけり心よき力ありし
いし人傷しけり夫婦よきし本妻の外よ
妻といふものを養ふししるる本妻を疎し
却し離縁し何事あり又ハ妻復生し子を

むし切妻の長子も徳の妻の斗いさうし
長あを聲し二子を立ちまゝあるも同く
妻あわれしくさるの情くあらざり事記りし
そ妻よりふい多の姻友の女を遠くし事佐保の
事あはれしきし 二一トを御免をせあつたるよの
いぢがめ何れの事あまるとも容易に離縁の
ゆゑあふふへんは我れにたしむる夫婦のあはれを
尹一に汝をばともあはれいしるもその風を
及きし七尋に離縁を成しと夫の心はけり

こゝい所も事の結ぶるやふらうも既に離縁
いそは借業の女に謹言を^其物足分の同
ひま出ましに於 殿中局会談いしと
あはれしを後をさる文情を合しと事とあま
の妨がおめくともあはれしと母しと沙をホの
知とおまへくとい事とこをいし又一回書をむり
そ妻死をいしと幾度と再縁の事再縁不
事と近來再縁ふは仕く女と事と漸
いあそ人拓かつて換しゆら候くあまきゆの

たのしむをいふたはふしと改めしを去来
より和歌を依り蹴鞠會茶湯部と逢寄能
借用基木の抄業ありし知今より御藤
不似合三経淨為理をかしら流して河原者の
ま似木後事聞てまて由を以て本書より
あくむ仕の女より家内を治め、友誼を
ふお徳如志を失はれ出入をゆるし不
ありし身の細を思ふは前候あり行跡
終ふに自ら持てしめしおぬの書武意を

不憚りなる事今限を費しそをも借ん
りくめ多しゆあり者の子を全限の持
貫し恒き志の子を綴金よりわく
販よりんたりなり自然に取
天和の法割にあそし中子に同姓
節目を西に命を法割にては某
後半の事ありしは縁金
令傳止性を紙一増烟を
おふより可な結事にはお

強弁に全振し用之を以て自然と付印
ありぬは男如く自之にせしむるに到
は不潔くうわ考事には地相の所中を
ゆつを年若くして地相に入込るを魚の
幸成りし風俗を以て地相の紋を畧し
相好し何地相の幸成りありてありし
幸に衣後の紋にその如く定りし事
無事家にては何流にありし何と先列
幸に首命の紋より衣後より御み人

給れり戸端に飾りしを以て行書
その所より地相の紋を以て地相の
又相好し何人にて地相の紋を以て
幸に衣後の紋にその如く定りし事
幸に首命の紋より衣後より御み人
給れり戸端に飾りしを以て行書
その所より地相の紋を以て地相の
又相好し何人にて地相の紋を以て
幸に衣後の紋にその如く定りし事
幸に首命の紋より衣後より御み人

律令格式ある事と云々以て之より仍る事係り
此神尾若狭守伊丹丹後守ぬき者根りり
御政及を致しし御旨を奉る事と表し
天料之繩を入れ天印を因窮せし御料
を志いしげ下の痛くを御願はし御旨を
得たる御調達の事と太平久安と世の乱
る事と云々を慮りし事と目録の利用
以て御旨を奉る事と云々を考へし事
なり

有徳院極御代知し御時専ら御儉約乃
事なり 仰出さるハ

常憲院極 文照院極御代知し天下花
美こと御宝庫と空しく不慮の御傷
有餘事と云々御儉約と事なり 仰出
し御旨を奉る事と云々御旨を奉る事
を御願はし御旨を奉る事と云々御旨
を奉る事と云々御旨を奉る事と云々
の事と云々御旨を奉る事と云々御旨
を奉る事と云々御旨を奉る事と云々

以右自然と風多きを記しに於 殿中月並
講釈に任付聖堂においしく日々講釈を
り年美を而して悔念出席ししを
正しく可成りありあり候約興^質事をい
遠しと云ふは我朝の古法とて及中

東照宮の神慮もふ計は外國西信の本
まき事いし入律の戸物我朝の
交易いし候事と候約の本の
士の織物其外毛敷ふ士以上の
用ふ候

付ハり然や入律しに戸物と拂殿に
その高買ひし候人といふは
物といふは天下の法を
徳候より以下と云ふは物を
知れをいし知れぬ候事
是はあぬあれはあぬと
相成を積り候は候一
いしは候事と物を用
融通致す候事と云ふは
物を用ひし事

心得ありしに其道の費をもあつてお用にとり
修ふ天下のありしに己に一分の務まつくをな
しる天下の表徴しめしを治くうんはる天
下ハき人の天下にあらざる天下の天下にその存
いそ短きものえさる事を知別くしとあつた
利よふ富い半死を不しく抑せしめ天下の
法をうつぬゆきとてその道は道徳をせむるを
寺社をたてしめ定むるはけしめ蔵ハ
まきき事といふ所の寄合も多しと考へ

非及を不捌やうに交配下り代官交配定
人を撰り抑し私欲ある人を^不抱くは
下の痛きふなき温潤の人相をえらむるあり
事といふ御目せしる人ハふえりし人の
自ら私をな知味くしんか^事の改事とい
上の裁許しめしるいしりしめ^事の改事とい
くし^事の改事といふ人ハ私辱も死もあつた天
下の私を治しし國を治すのありし^事の改事とい
くし^事の改事といふ人ハ私辱も死もあつた

上を幸犯及誘動の事不便と申すは此等
 米穀不足の事と別る矣人の世に
 田沼侯し不足尾と貳百事と云々
 懐伝院極代に松平左近侯内ふ首
 尾張と此と喜ひし事似る事外ふ
 差り事と云々事かましく推し
 此為と申す事と云々事と云々事
 福圓略の事と起り刀双を交へ
 も云々一馬味の事同ふハ白川公思ふ

審の方批判云々由白川侯し此及
 審公に此事を申すれバ公此一笑
 此候と申す事知れ大に此候事
 物のみ起り刀双を交へる事白川
 い

大神君以来の藩侍は流大名扱く
 たに此等事は何と云ふ事や申す
 此の事等の扱方あり孰く此等の
 事い此等を表し権の候と云々の扱

馬の弓をとりて射す武藝を度出情の流に 行出
 出流の分以味を流るるも甚好むるなり 行出
 一 弓馬を度し 上流も多し吹上御庭の的
 上流を以て二三拾字示す半の拾八字の如し
 近く中流能抗し御仕構を以て一と爲角平
 日と通しハ申り申す由
 一 馬の射者に六字を以て流るる仍く言するに
 以下と名付し御流るるに 行出御料の如し 行出
 行出流るる由

一 殿中著服し取替し流るる流るる流るる流るる
 有るに流るる流るる流るる流るる流るる流るる
 行出流るる流るる流るる流るる流るる流るる
 一 何事にも事立才 行出流るる流るる流るる流るる
 行役人の如く物事入事し流るる流るる流るる流るる
 此亦に流出るる流るる流るる流るる流るる流るる
 流るる出情の流るる流るる流るる流るる流るる流るる
 即勘定方し有る人 行出流るる流るる流るる流るる
 流るる流るる流るる流るる流るる流るる流るる流るる

方勅役中甚私欲去之と田沼友世行々
 所定所定(抄)と云ふ事定方所定所定
 退(キ)り所定所定所定所定所定所定
 山村信清と云ふ所定所定所定所定
 捕山由と云ふ所定所定所定所定
 一(繩)掛り所定所定所定所定所定
 子(知)之と云ふ所定所定所定所定
 想(以)所定所定所定所定所定所定
 先(事)と云ふ所定所定所定所定所定

一
 不(為)所定所定所定所定所定所定
 此(事)始(所)定所定所定所定所定
 吉(田)所定所定所定所定所定所定
 自(殺)と云ふ所定所定所定所定所定
 方(所)定所定所定所定所定所定
 付(分)と云ふ所定所定所定所定所定
 和(氣)と云ふ所定所定所定所定所定
 所(定)と云ふ所定所定所定所定所定
 所(命)と云ふ所定所定所定所定所定

戸立直之志あるは是より分り俸は代官に
任ずるは是より代官に代官に勤め者より
由然に代官に代官に代官に代官に代官に
改右御代官に代官に代官に代官に代官に
代官に代官に代官に代官に代官に代官に
方より代官に

一 市之代官に代官に代官に代官に代官に
代官に代官に代官に代官に代官に代官に
代官に代官に代官に代官に代官に代官に
代官に代官に代官に代官に代官に代官に
代官に代官に代官に代官に代官に代官に

● 同月苗多右代官に言上之紙

一 田沼之殿取戻方七石之紙上御知事方石
痛疎新御取戻方七石之紙上御知事方石
石之紙上御知事方七石之紙上御知事方石
石之紙上御知事方七石之紙上御知事方石
石之紙上御知事方七石之紙上御知事方石

右下屋敷村切之紙

一 寺後村切之紙上御知事方七石之紙上御知事方石
寺後村切之紙上御知事方七石之紙上御知事方石
寺後村切之紙上御知事方七石之紙上御知事方石
寺後村切之紙上御知事方七石之紙上御知事方石
寺後村切之紙上御知事方七石之紙上御知事方石

奥中殊のぬり従跡の由ゆはれり

一 此役人三方家子阿多し身も家来の者も屋敷の
能名難名が着了好くとの志願の由(後)ゆ
入るおし由

一 尾州極少の向志海く着る学館の如く建脚
自身少路の津連村の少家も此役法士おと
館にお集り講釈のりくも心武術法師の
所在とて少等も在るに師役のを所くあつ
講釈少等も持町在る講釈の初P均

御苗家の家柄を人上誇り他もく者たり
不依法知りしに所ある下格別く少家柄
有せしと申すもあぬ所と申すも後
平家の講釈のりくも如く少向也来
孝子未故人の屋敷のり由

一 水戸極少の役と一統の志願の由(後)ゆ
少知由取堂講釋能少少觸ありて
百五六十人位とあり由

一 上校御前少路の世に在る所少氏の時を

能く如く申す毎度 申敷き事あり申す所あり
ありし事ありし所 凡佐 艱難 申渡り 如く言ふ所あり
と申す由 今度 申渡り 有る事あり 申す所あり
一 本多 陣 申す 所あり 他 細 申す 所あり 有る
申す 事あり 申す 所あり 申す 所あり 申す 所あり
自 分 申す 所あり 申す 所あり 申す 所あり 申す 所あり
多 事 申す 所あり 申す 所あり 申す 所あり 申す 所あり
又 申す 所あり 申す 所あり 申す 所あり 申す 所あり
一 九 河 伝 申す 所あり 申す 所あり 申す 所あり 申す 所あり

申す 所あり 申す 所あり 申す 所あり 申す 所あり
縮 編 部 申す 所あり 金 五 百 疋 申す 所あり 申す 所あり
一 申す 所あり 申す 所あり 申す 所あり 申す 所あり
小 説 申す 所あり 申す 所あり 申す 所あり 申す 所あり
多 事 申す 所あり 申す 所あり 申す 所あり 申す 所あり
申す 所あり 申す 所あり 申す 所あり 申す 所あり
一 加 納 申す 所あり 申す 所あり 申す 所あり 申す 所あり

是乃誠只今之林泉之國字解也之是也
来々如是之由也其由之由也

言上之如由也其力之由也其由也

一 江田修理殿京越所書之信付只今之由也

其由口金銀百兩之由也其由也

其由信所書之由也其由也

其由也

一 御書代 其由御本中近來武藏所書之由也
上讀之由也其由也

一 江戸中所方法達上追々 御免之由也

悦々々々之由也上出之由也

其由之負投ハ其遠之何事ハ納換は其由也

知れ之由也其由也

江戸所方之位其浪人亦學向武藏之由也

其由也其由也其由也

一 近來商人佈之由也其由也

一 近來米下也其由也其由也

其由也其由也其由也

大何山一世之凡事也

丁未 秋中風説之書

一 尚友之月休尼矣去米七石余買米計
者有之い言休尼事なり久留信修治を友
学友いけりい米之くい事誰人の業
七百石と米を貯しけり信修治如京都
屋敷にあり忠買米京都極いのため由
い言信修治友行れい京都ハ極先我ホ

交能而い休尼申及拂店既い^溜人
と其心を痛めい事あれい京都い事
交りいあめ差止いい信修治自い
積るい如い煩いあつい討取あやれい
是い京都い事なり丸毛和泉事友たの所人
内家よりい大板い米を買米をい
いい利を食りいりい信修治友事
あい純子い事なりい事い信修治由
但い事なりい先比い事い事い事

少少速く申すに其旨は如出奔其の事難知
し由世に言ふ南支右衛門と名を賜ふに
依て其旨同く申すに其旨(少少速く申す
に其旨)の細事物以て申すに其旨

一 沖田後段より生じた系所事以職に

任付と申せし後泉涌と 沖陵并

徳川家より御位牌所を 相系と申す海段より

し由世に言ふ其旨より 委付と申す其旨

其旨同職し山崎大隅より 其旨不意に其旨

御役より名取の儀 凡流より

一 前より大坂御城代折より 其旨より

其旨許諾と申す其旨より 其旨より

其旨と申す其旨より 其旨より

扱ひ申す其旨より 其旨より

其旨より其旨より 其旨より

御城代に任付し其旨より 其旨より

其旨より其旨より 其旨より

其旨より其旨より 其旨より

毎くは所用居るにツ時掛く觸出し後戻の
法有司るどあく出さるる所迄是くあれ海
亦上之ツ時あれを叩刻し所用し而之に海船
あれ組ふ力と前くハ義後らさるるやりま
細の衣履あると改めし

相平佐希之清殿御使書らるる由是く大坂御使
に海船如先取同所をけ職に 行中
石丸等と叙爵ありしに 御使書より書し所
幸はに御役を直し申すらるるに 御使書より書し

に 行中御使 余海人傳りしに並あるる人ありしが
御使書同ふあると惡き御使と改りしに 御使書
御使書に 御使書ありしに

一 福島村に高橋田御使書殿大坂御使代に
行中ら他州より御使地四方不祿前習らる
お候る月旭川公御大坂に御使米く義元お
勤交御ら他臣御使地之陣屋に御使所
右之御主僧とのあを持系ししに部方役人
人上出づといつれし御使中し 御使書に御使

想仰し取極し潔白正政に言ひし事あり此州
乞人相評すお極守り候 三ヶ年し申す大坂の
悪風を悉く改むる由 此等由難き事と
人々感後すしや沙汰し由

一 京都所司代戸田用信より先此御
用旨執事一日御より大嘗會御執事
太田利五郎傳奏候より此等事近行し知
太田利五郎御留守と云ふ事此後免
ふ由風等し由

一 京都の風況は當方の如く何れも候事候
原原に思ひし事候に及んば及んば候
沙汰より候事候事候事候事候事候事候
京都へ此誠言し候事候事候事候事候事候
候事候事候事候事候事候事候事候事候

大目付江

通用金々々切金輕目多しおかぬし可成り
向うおかぬし可成り候事候事候事候事候

為上酒の大有白兩習屋の切金神目金
引習又く多習段の如神目く修金金
差出の流の段の去る辰年お解の如方習屋
一役金金座の如酒の如お止の修金
手の前は白と歩と一切金四角と一神目金
空滞通用酒の如右の如金お清の如方
方習屋の如く酒の如方一の如おの如原
大坂の如く酒の如方一の如觸

大目付江

朝鮮種人參の如く高麗保年中世位は極
清の如く如く酒の如方一の如觸
病用の如く酒の如方一の如觸
之何出神田緝屋の如く酒の如方一の如觸
者如お酒の如く酒の如方一の如觸
飯田所中坂の上人參の製法は如く酒の如方一の如觸
山口の如く酒の如方一の如觸
名酒の如く酒の如方一の如觸
手如お止人參の如く酒の如方一の如觸

此ノ事ハ御管中付且人參ノ多ク身ニ致
増長當付所ハ他處ニ付代料ノ多ク別紙ニ
通中御管中參照ノ者ハ揚子江ノ別紙ニ取
交スルニテ申上ルナリト

丁未 十一月

朝鮮種人參製法所ニテ取向ノ代料有ニテ

上人參を多目ニ付

一 代料七匁五下

並人參を多目ニ付

一日 五匁

刻人參を多目ニ付

代料 四匁

因折人參を多目ニ付

代 三匁

細盤人參を多目ニ付

代料 四匁

但上並肉折盤ノ小半多色ニテ取後刻キテ
包シテ取渡シ給ヒニ

右ノ事ニテ申上ル

大月廿二日

朝鮮種人參ノ係事ニ付給費賣捌度有

有之執粗抄字之自己年人參極平創表法
有之改め捌方之義表以味之上本河組葉
種向屋方下付之旨太同屋方不隨其在所葉
種や有之其後事之太之自ら之向後之極平也
及之戸孫系極平人參之國之葉種之封下
之し許之出之字之号之之人参買請不抄改
以有之其年之月之嗚之之伊系孫傳之役所也
是之出之指極平請之之孫之可也

太之孫傳之代官之能之領之地也

之抄之義之代官之抄解のり也

丁未 十一月

太之通之う之抄解

天明七年九月於 布多澤西外河宅 和年
越中ノ殿 阿部伊勢ノ殿 大目付大屋之江ノ殿
以目付初麻野傳之ノ殿 立合之ノ殿 儒學
講釈之義之抄解也

書 經

少少性紙

官部 辨官

左氏傳 宏本内膳正經 日
大場 十藏 五十七

書經 宮城久高經 小巻
鈴木正 三十四

禮記 天師山師子支能 日
中根 三十九

詩經 奥内秋等 布衣
深澤 四十

書經 御腰物方 三島丁
木百 五十八

詩經 市進物石原尚
友野 榮次郎 四十六

叢書 市仙本方自代
杉本 茂茂

春秋 細川綱中家来
赤川 傳八 三十六

大學 桂川南菴 外料
桂川南春 三十五

論語 天文方出役
春日權太史 四十三

孝經

福業多宮經

市代士

太田直次郎

孟子

松平隠岐守家来

岡野四郎右衛門

三十一

孝經

天文出役

井上寛治

三十四

小學

深尾權左衛門

評定不勒儒志

深尾權四郎

三十一

太田康成公孫本を以て輕く考へて天文

義心掛之為 只此也

御三三付文道斎々其甚歎我ら為 只此也

予方道出信取堂以再建出来以牙太

場不在其出の中此在今日予方其學の力致

以味はるる以来お勵可致海達く為此

う中何くもそ此うあん此言は 何由

丁未 十一月

柳生主膳正及清多不るは 何由

若穀と人の命に然りしもの言は 此は上々大切なり

看るるは去年ホムなり久し恒き者ハ之を
一季を従く米代、粒足はるり時ハ籾死
の及、ちり米を高く高賣ハ米穀を賣るお
成る所ハ利を得る事と云ふは多し、
及び米ハ不願ハ者、
事ハ長少減ハ米穀を賣る及び
乃、難多し、米を高く賣るお
及、
此ハ付上太仰ハ、
此ハ、
此ハ、

か、
拂メ、
及、
此、
表、
此、
人、
及、

若くは原く思ふべき致し得ぬ道に付しに
高貴とて追々格高なる致事り候と道理を
自ふし高半に此の位を又此をその右致
し致す候とあり候に格別人しく難事
有致し候い致事り候に是亦致事り
致し候者も候し後悔の致とあり候と先
致し候者も候し後悔の致とあり候と先
致し候者も候し後悔の致とあり候と先
致し候者も候し後悔の致とあり候と先
致し候者も候し後悔の致とあり候と先

心は遠く此の者も致事り候に後悔
致し候者も候し後悔の致とあり候と先
仲方仲方あり候と後悔の致とあり候と先
たはし後悔の致とあり候と後悔の致とあり候と先
中物も候し候と後悔の致とあり候と先
致し候者も候し後悔の致とあり候と先
罪し候し候と後悔の致とあり候と先
中如く此の年候に致事り候と後悔の致とあり候と先
致事り候と後悔の致とあり候と先

心ある我輩はもう世の初をよりこの五年奉
行要とト志し通して其の罪をふ弁しとて
き罪より行して不便なる所を教へ
て其の年竟に慈悲の沙汰に獄中へ入るは志の
沙汰を以て其の罪を亦原く心は結ば度
改ら申酒に言はれ一徳に如きはなり
為心は申す事なり

十一月

右の沙汰より沙汰に札を在り米向金仲費

服店地廻し四屋を中り言ふ事あり
小賣米屋器屋を外より付高貴改め
り浅狭前条に銀を以ての申す事あり

天明七年十一月

東郷公未年日記書末の字

一階級^中の事免角師より 上りて
申す事あり而して如く是れ由内申す事あり
其の事下一ツ控極分由附て申す事あり

言及之誠之矣中政及之乎一之於此誰去人
隨之入之吾也厚之由

一 舟中中方結之舟之畏之如雅乐以反之
別之也畏之如由

一 井上仲 亦來也至矣一也故於之方得之
多之也也且於中之誠中之積也故後
天文也智法之舟也故如由

一 何方役者之舟之老之法之強解之舟の
拙也急抱之舟之停止

一 當五月以木之困窮之舟^{カノマ}之舟^{カノマ}之舟^{カノマ}之舟^{カノマ}
之舟^{カノマ}之舟^{カノマ}之舟^{カノマ}之舟^{カノマ}
之舟^{カノマ}之舟^{カノマ}之舟^{カノマ}之舟^{カノマ}
百之舟^{カノマ}之舟^{カノマ}之舟^{カノマ}之舟^{カノマ}
之舟^{カノマ}之舟^{カノマ}之舟^{カノマ}之舟^{カノマ}

日野天 細言實按江之御籠也久世之
殿之書也一字
半状也也秋也也一之舟也也也也也也也

之序由是瑞々ありし流草加量ししとて
いし地静濫々如く申目出方ありし地
静濫々ト近事止作ら流神社のし祈禱し
感心致しし地中付し振合れ盡し
古の事とありし申ありしは然りしれ
如神を忘れしを誤りしと酒多し
儒仙神文武を誘りし行審山を古今
中し相平城中ありし賢校是とて縁者
別り親父並及て刻資持留るし神中守

賢校奇居しし事と結しありしとあり
祝ふまゝにし右内府大要刻ありし得
賢者言風雅人らに一作物を能く
やれし人ありし右揚神門事とありし
一支部とありし一かゝるし一かゝるし
之の由ありし親父並及て六千如
奇しき事とありし事とありし事とありし
かゝるし人らにありし事とありし事とありし
かゝるし古き事とありし事とありし

此書を極む多言不情を極む多言不情
情を極む不情を極む正正を極む正正
世に彼人その心とありてたの多言不情
たのく又そけ人其心は正正事。然るに
畏有る多言不情を極む正正を極む正正
及多言不情を極む中庸を用ひし極む正正
及多言不情を極む中庸を用ひし極む正正
及多言不情を極む中庸を用ひし極む正正
及多言不情を極む中庸を用ひし極む正正
及多言不情を極む中庸を用ひし極む正正

公家し従ふるに彼を我國の及極む極む
又光榮の及極む極む未だ其用は正正
此書を極む多言不情を極む正正を極む正正
目之極む極む極む極む極む極む極む
及多言不情を極む中庸を用ひし極む正正
及多言不情を極む中庸を用ひし極む正正
及多言不情を極む中庸を用ひし極む正正
及多言不情を極む中庸を用ひし極む正正
及多言不情を極む中庸を用ひし極む正正

未 八月廿六日

聖教

三四五

一 中村氏に於ては正正を極む正正を極む正正

昔してとて女中三人を内を一人とて女中三人所
へ出由をさしと田原の君を頼くは半紙
あり 信長少将の御中より御書より如く者
付由より少将の御中より御書より如く者
彼女中より上より信あり〜何ぞと

一 庭瀬屋を文楽園の書来浪花より所より力
ありとて御書より御書より是とあり〜押を在仕
し者婢を出一奴を二に控へ方花貞〜衣板を
止平り悉く繰服〜由物邸諸役人歸り

物原山

天明七年十二月廿一日

一 御書より可お情方より信長〜以後半紙に
信付少将御入通塞

寄合

赤井共々所也

富吉元御書より 死罪 出山 惣以御

初揚金入後 御役由免 日人オ以御書より 長 御書より 御書より

初出形子後押込

惣以形母

林昌

院 五十一

出形子之口人仕後押込

少形子仕
河井因幡守

柳田以形子

五十三

右白紙

出形子及形名信右衛門
中形信政の形士後役

久田尺仲

四十九

拂方出納戸役

上志理原左三郎

大目次

五十備利左三郎

信藤榮次郎

江戸押

出形信俊石田美右衛門妻

石下 三十二

石田儀右衛門為左衛門自害

土山惣之下仕女

吉加 二十四

押込

初出形子後押込

口人仕在取

美月右衛門 二十七

同

口人仕仕女

み祿 二十三

同

八重 二十六

同

志付沢

十三

同

子

十八

同

子

五十三

同

子

三十五

日人中同

同

子

五十三

同

海子左門 五十三

子追放

福井右左門 五十七

兼同縁例迄
横田右左門

引高合子江上押込

中津右左門 六十九

土井右左門

穿合足及押込

愛知右左門 三十九

赤井右左門

通塞

真純

五十七

牧野右左門
外勤院方三純
新左門
志玄宗

罕舎引上上御門

少少地多取平志平也
吉木大...地信...
赤井...
赤井...
赤井...

河地庄太兼門

少少地...
口付又...
布多...
又赤井...

山本平太兼門

元級田...
浪人...
浪人...

東馬

同

同

罕舎引上上死罪

室所三丁目...
宗...
宗...

宗...
宗...

五十四

東郡...
飛布問...

五身...
五身...

四十一

山口...
福...

新...
新...

五十一

五貫文之辨

之妙...
之妙...

源太兼門

源...
自...
存...

壹島

堀江所甲目着七店

布

三十一

急須此り

飯塚及一色市代宿西谷内着新着
十市之無居八市之銀

東

他

四十一

五世又過料

堀江所甲目着七店

八

次三市

四十七

寺構

伊東橋博守交配所
堀江所甲目着七店

七

右市

四十九

同

日石名主

庄太吏

四十八

穿舎後市免

小野所着七店堀江所
堀江所甲目着七店

羊

七

四十一

同

新吉原江戶所着七店
堀江所甲目着七店

市

梅

四十二

同

新吉原京所着七店
堀江所甲目着七店

太

市

四十三

同

堀江所甲目着七店
堀江所甲目着七店

卯

去

傍

同

堀江所甲目着七店

新

七

五十七

右之御評定所存之通出處

寺社奉行

杉平太系之免

大目付

山田肥後守

所奉行

山村信濃守

御評定奉行

松栲長門守

津目付

井上脚之進

右之通立合伝信守脚之進

未

十二月五日

